

雫石町監査委員告示第6号

先に地方自治法第199号第9項の規定に基づき報告した、平成30年度財政援助団体等監査結果にかかる指摘事項について、改善措置が報告されたので、同条第12項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和元年10月30日

雫石町監査委員 枇 杷 恵  
同 小 田 純 治

零石町監査委員 枇杷 恵 様  
零石町監査委員 小田 純 治 様

零石町長 猿子 恵久

財政援助団体等監査の指摘事項に基づき講じた措置について  
標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 零石町社会福祉協議会運営費補助金

[指摘事項]

① 零石町社会福祉協議会の給与規程等について、町の条例・規則等を準用するものと、独自のものが混在し、規程と異なる支給が見られることから、補助金の正当性に疑念を持たれることのないよう、関係規程を見直しするなど、速やかに是正すること。

なお、具体的な事例は下記のとおりである。

ア 職員の給与について、零石町社会福祉協議会の給与規程の中に「社会福祉協議会嘱託職員就業規則により支給する職員」と、「零石町一般職の給与に関する条例を準用し支給する職員」が混在しているが、同協議会給与規程に基づいた給与の支給を行うこと。

イ 職員の給与支給について、起案文書で決裁を得た金額で支給を行うこと。また、給与の一部を保育事業会計から支出していることから、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による支出として適正であるか、検討すること。

ウ 職員の初任給・昇格及び昇給等について、人事評価を実施し、勤務成績に応じた昇給等を行うこと。また、勤勉手当については、規程に基づく支給を行うこと。

エ 職員の給与支給や昇格及び昇給等を、事務局長の専決事項としているが、公平性と補助金の正当性を確保するため、専決事項の見直しを行うこと。

[措置方針]

① 監査の指摘を受け、町社会福祉協議会役員と9月19日に改善協議を行い、10月から定期的に町社会福祉協議会と改善措置に向けて協議を実施しているところです。

なお、具体的な協議事項は次のとおりです。

ア 職員給与等の支給について、町社会福祉協議会関係規程との整合性を図りながら、嘱託職員就業規則の適正な改正を行うよう協議しています。

イ 適正な支給について協議をするとともに、子ども・子育て支援法附則第6条の適法性について、担当課を通じて調査を行います。

ウ 職員の初任給、昇格及び昇給等について、町に準じて実施するのであれば、適正な運用を指導するところですが、県内の社会福祉協議会の動向が独自給料表を使用する方向へ進んでおりますので、これまでの各自治体の職員に合わせる従来の方法を改めるなど検討するよう協議しています。

エ 事務局長の専決事項について、町社会福祉協議会関係規程の見直しを協議しました。

(2) 「雫石銀河ステーション」の指定管理

[指摘事項]

① 電気設備年次点検報告書にある指摘事項（電灯変圧器の取り替えに関する事項、融雪電源の低圧引込盤施錠装置の改修に関する事項）は、感電事故に至る恐れがあることから速やかに改善すること。

[措置方針]

① 補正予算へ計上し、速やかに工事を発注することにより改善を図ります。

(3) 「雫石町児童館」の指定管理

[指摘事項]

① 毎年、年度末に消耗品等を購入して、補助金の収入と支出を一致させ、残金を0円としている報告書を作成していることから、物品の購入等で調整することなく、不足金または剰余金がある場合は、正確に報告すること。

[措置方針]

① 年度末の不足金または剰余金については、指定管理者と協議のうえ、収支を精査し正確に報告するよう指導します。